

確定申告前の説明会を開催します！

土地等の譲渡所得申告に関する説明会

平成28年中において県や町などの公共事業による土地等の買い取りがあった方を対象に、譲渡所得の確定申告・住民税申告に関する説明会を開催します。当日は、申告書に添付する書類作成も個別で行います。申告方法が分からないという方はぜひご参加ください。

- ◆開催日：平成28年12月14日(水)・15日(木)
- ◆時間：①午前10時30分から正午まで
②午後1時30分から3時まで
- ◆会場：ベイサイドアリーナ 文化交流ホール
- ◆持ち物：・譲渡先(事業施行者)から交付された買取証明書等
・買い取りがあった土地等の取得価格の分かる書類
・買い取りに伴って、移転等にかかった諸費用が分かる書類
・筆記用具(ボールペンなど)及び計算器(電卓など)



住宅借入金等特別控除の申告準備説明会

住宅ローンを利用してマイホームの新築や増改築をした方を対象に、住宅借入金等特別控除の申告準備説明会を開催します。申告に必要な書類を確認し、スムーズな申告書類の作成ができるように準備をしましょう。申告方法や申告で準備するものが分からないという方はぜひご参加ください。

なお、実際に書類を作成する「住宅借入金等特別控除の申告教室」の日程等は、後日広報でお知らせいたします。

- ◆開催日：12月21日(水)
- ◆時間：①午前10時30分から正午まで
②午後1時30分から3時まで
- ◆会場：ベイサイドアリーナ 文化交流ホール
- ◆持ち物は、必要ありません！



譲渡所得や住宅借入金特別控除の申告に関する問い合わせ

気仙沼税務署 ☎22-6780 (※音声案内に従い「2」番を選択してください。)

公共事業による土地等の買い取りがあったときは、税法上の特例(特別控除)を受けられる場合があります。事業によって特別控除額は異なりますが、特別控除額内の取り引きであれば、買い取り代金に対して、所得税や住民税の所得割はかかりません(住民税の均等割6,200円は課税されます)。

ただし、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などが高くなる場合や扶養控除の対象になれない場合があります。

<ゼイコップのワンポイントアドバイス> 「早めの準備と早めの申告！」

申告相談会場は、終盤になるほど大変混雑しますので、早めの申告がオススメです！しかし、せっかく早く申告しても、書類が不足していると所得税や住民税の申告相談を受け付けることができません。

説明会や申告教室に参加し、早いうちから必要な書類等の準備をしましょう！

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

おらほの納税教室 **ゼイコップ** 第13話



次号につづく

ペンネーム★リョーコ

今月の税

町県民税……………第4期
国民健康保険税……………第6期
後期高齢者医療保険料…第5期
介護保険料……………第5期

納付期限
11月30日(水)

口座振替日
11月25日(金)

